

## 協議会だより

NO.54 (2013.8)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

## 《平成 25 年 7 月 28 日・・・自然災害に係る対応について》

謹んで大雨による災害のお見舞いを申し上げます。

このたびの大雨により災害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈りします。



さて、先日 7 月 28 日、日本海側に暖かく湿った空気が流れ込み積乱雲の発達がとまらなかった影響で、萩市では 1 時間に 138.5 ミリの観測史上最多の大雨が降りました。

気象庁は、緊急会見の中で「これまでに経験のない大雨が降っている」と発表して河川の氾濫や土砂崩れなど大きな災害が起こる恐れがあり、「命を守る行動をとってほしい」と最大級の警戒を呼びかけたところです。

「一生に一度」「50 年に 1 度」と言われる非常に強い大雨で県内では甚大な被害が発生し、農地・水保全管理対策に取り組むエリアにおいても多数の農業用施設等(水路や農道)が被災した状況にあります。

この対応については、基本的に共同活動支援交付金からの支出は可能です。(異常気象後の応急措置) ただし、被災状況にはバラツキがあり、対応については災害復旧事業との関係があるため、必ず市町担当課にご相談されるようお願い申し上げます。

なお、下記の Q & A は、自然災害等における共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金について、中国四国農政局と協議して整理しましたので、参考にしてください。

### 自然災害(豪雨災害)等に係る Q & A .....

Q1 農用地の畦畔や法面が被災した場合、土のう等により畦畔や法面の補修が実施できることとなっているが、(被災規模が大きく災害復旧事業で復旧する場合には、)本復旧工事が始まるまでは、本対策(異常気象等後)の応急措置で実施できるか。

A 実施できる。

Q2 水路等が被災し、災害復旧で復旧される間の用水対策として、パイプによる迂回水路の設置は、本対策で実施できるか。

A 実施できる。

Q3 パイプによる迂回水路を設置した場合、ポンプや揚水機の設置、運転経費は、本対策で実施できるか。

A 実施できる。

Q4 災害があり、復旧中の農用地は対象農用地とすることができるのか。この場合に、復旧中の農用地における共同活動はどのように行うのか。

A 対象農用地とすることができる。また、災害復旧中であっても、協定の対象となる資源に位置付けた農業用水路等について、共同活動を実施することが可能な資源に対しては、共同活動を実施する必要がある。また、年度途中に復旧が完了し、活動を行うことが可能となった場合、復旧した農用地等において行うべき共同活動があれば、これを実施する。

Q5 被災した状態であっても、営農が可能となるように農地の管理は継続される。また、これに伴い、関連水路や農道などの維持管理も継続され、共同活動は、被災前と同じように実施されるため、交付金は当初計画どおり交付されると考えて良いか。

A 共同活動が実施されれば交付金は交付される。

Q6 復旧作業を続けたが、結果的に収穫ができなかった場合であっても、当初計画どおり交付金は交付されるのか。

A 交付金交付に関して、収穫の有無は関係ない。

Q7 復旧作業を続けたが、結果的に年度内に復旧できなかった場合は、復旧できなかった面積分の交付金は交付されないのか。

A 復旧中を含めて協定の対象となる資源に位置付けた農業用水路等が共同活動を実施することが可能と判断されれば交付金は交付される。

Q8 被災後においても従前と同様に営農を継続し、被災後の農地や水路、農道等の維持管理を継続する場合は、当初計画どおり交付金が交付されるのか。

A 農地や水路、農道等の維持管理を継続する場合は、当初計画どおり交付金が交付される。

Q9 交付金を交付するかどうかは、復旧の有無だけで判断するのか。また、復旧の有無は、活動組織が、「復旧した(営農には影響しない)」と判断すれば良いのか。

A 復旧をした。または、復旧中を含めて、協定の対象となる資源に位置付けた農業用水路等の共同活動を実施することが可能かどうかで判断すべきである。

※ 解釈として、協定農用地のすべてが被災した場合は、復旧がなされた後、交付金の交付(復旧されるまで共同活動が不可)の判断となるが、被災が一部地域の場合には、農地等が復旧中で営農出来る状況になっていなくても、資源に位置付けた農業用水路や農道の維持管理を一部でも行える状況(市町が判断)にあれば、交付金の交付は可能。

Q10 活動対象施設に位置付けている「ため池」が決壊し、応急措置では対応できない場合であっても、計画している活動を行えば、交付金が交付されるのか。

A 交付金は、対象農用地に対しての算定であり、ため池が決壊した状態でも、他の共同活動が可能であれば、交付金は交付される。水路等の破損についても同様(資源の量による交付金ではない。)

Q11 農地、水路等がズタズタとなり、応急措置のレベルではなく、活動対象施設に位置付けているが管理できない場合(管理の意思はあっても手がつけられない場合)の取扱はどうなるのか。

A 共同活動を行う項目がない場合には、交付金は交付されない。

Q12 自分の所有する農地に流入した土砂の除去を、所有者が自ら行う場合、交付金で労賃が払えるのか。

A 活動組織の合意があれば、「異常気象後の応急措置」として可能と判断する。なお、交付金を支出する場合には、市町と相談するなどして、支払い金額や作業時間等の確認方法を定めること。 ※災害復旧工事に着手しない、軽微な土砂除去。

Q13 景観形成作物作付け予定地が、土砂流入により作付け不可能となった場合、やむを得ない理由による要件未達成であるため、返還の必要はないという判断で良いか。

A ほかに適地がない場合には、「やむを得ない理由」に相当する。

※ 協議会事務局は、萩・阿武・山口阿東地域の著しく被災された活動組織に、共同活動支援交付金における必要額の早めの重点配分を考えています。